

### 【災害時における中学生の支援活動への参加】

千葉県 船橋市「中学生に対する防災学習」（船橋市市長公室 防災課）

#### < 防災学習の目的 >

「災害から、命を守るには、一人ひとりの市民が常日頃から防災意識をもち、防災行動力を備えておくことが大切であります。いざ大地震が起きた時、頼りになる働き盛りの大人たちは、昼間は勤めに出かけて街にはいません。そこで、いつも街にいて、校庭が災害時の避難場所に指定されている中学校の生徒が『命の尊さ』や『災害時に自分や周りの人の命を守る』ために何ができるかを学習し、自らが応急救護など災害時の対処法などを身につけることを目的とする」とうたっています。

#### < 事業の位置付け >

地域防災計画の予防計画編（次頁に抜粋）にある「第 2 個人のパワーアップ、1. 災害に強い市民づくりへの支援、園児・児童・生徒」に謳っている項目は、普段防災課が実施している、保育園や小学校・中学校における起震車等を利用した防災指導が主な事業になりますが、それらの防災知識の普及事業の一環事業として、前述の目的で中学生に対する防災学習を実施していますので、高齢者等の避難活動に積極的に参加をしてもらうための意識付けであり、地域防災計画等に具体的な位置付けを明確に記載しているものではありません。実際に中学生が災害時に高齢者の避難誘導等ができるようになるのが目標です。

#### < 防災学習の内容 >

災害図上訓練・DIG（危険個所等の地図の作成等）

震災時の応急救護訓練（三角巾等での応急手当・応急担架の作製など）

実施訓練（地域の方を含め、地図を利用した危険個所等の踏査とその発表）

第2 個人のパワーアップ

各災害に共通する予防計画

第2 個人のパワーアップ

災害に強い市民づくりへの支援

職員に対する教育

基本的な考え方

災害による被害を最小限にとどめるため、市をはじめとする防災関係機関職員は、いかなる事態においてもその場に即して迅速かつ適切な応急対策活動にあたる必要がある。

そして、市民もまた、自らの安全を守るための予防措置を講じたのち行政機関に協力して、地域ぐるみの防災活動を行うことが必要とされる。

市、県及び防災関係機関は、それぞれの責任分野において、市民及び関係職員に対し防災知識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち、防災意識の向上と地域自主防災活動への積極的参加を進める。

担当	責任者	市長公室長
	関係部局	市長公室
		総務部、消防局、健康福祉局、教育委員会
関係機関	各項目に記載	

災害に強い市民づくりへの支援

各災害に共通する予防計画

災害に強い市民づくりへの支援

- (1) 市民
- (2) 自主防災組織リーダー
- (3) 園児・児童・生徒
- (4) 事業所従業員
- (5) 応急危険度判定実施体制の確保
- (6) ボランティアの育成

次頁

(1) 市民

各災害に共通する予防計画

ア. 市

防災を主管する課は、災害対策を地区の特性をふまえた実際的なものとするとともに、市民に身近なものとするための「地区別防災カルテ」や「災害時行動マニュアル」の活用、周知に努める。

なお、日本語を解さない外国人や目の不自由な市民などいわゆる災害時要援護者に充分配慮したものとなるよう適宜充実を図るよう努める。

イ. 消防局

消防局は、市民に対し、消防・防災に関する印刷物及びポスター等を作成し配布するとともに、消防訓練等を有効に活用して、出火防止、初期消火・応急救護等の防災知識の普及を図る。

(2) 自主防災組織リーダー

各災害に共通する予防計画

防災を主管する課は、消防局等関係部、防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

ア. 自主防災組織リーダーマニュアルを作成する。これにより防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織の強化に努める。

イ. 地区別防災カルテ及び災害時行動マニュアルの作成配布等を通じて、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を共同で進める。

ウ. 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

エ. 消防局(署)、警察署、電力会社、電話局等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災組織の普及に努めるよう要請する。

(3) 園児・児童・生徒

各災害に共通する予防計画

教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒に対して、次のとおり、防災知識の普及に努める。

ア. 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

イ. 保育園、幼稚園、小学校・中学校を単位とする、震災等に対処した実践的な訓練を年1回以上行う。

(4) 事業所従業員

各災害に共通する予防計画

消防局は、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。

また、防火管理者資格付与講習会、防火管理者上級講習会及び新入社員防火教室等を定期的に行い、防火、防災知識の普及に努める。

(5) 応急危険度判定実施体制の確保

地震災害に関する予防計画

県は「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」(平成7年10月制定)に基づき、応急危険度判定士を認定し、登録・養成を行う。市は判定士の登録名簿を整備する。また、市は、応急危険度判定が迅速に行えるよう事前の計画の検討や必要な資機材の確保などに努める。

## (6) ボランティアの育成

## ア. 趣旨

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

そのため、発災時に迅速な受け入れができるよう受け入れ・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。

## イ. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

## . 専門分野

- (ア) 救護所等での医療救護活動
- (イ) 被災建築物の応急危険度判定
- (ウ) 外国語の通訳、情報提供
- (エ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (オ) 被災者への心理治療
- (カ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- (キ) その他専門的知識、技能を要する活動等

## . 一般分野

- (ア) 避難所の運営
- (イ) 炊き出し、食糧等の配布
- (ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- (エ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護
- (オ) 清掃
- (カ) その他被災地における軽作業等

以下省略